



## 医師が記入した登所許可書が必要な感染症

医師の登所許可書

登 所 許 可 書	
_____ 保育所長様	入所児童氏名 _____
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
(病名) (該当疾患に☑をお願いします)	
<input type="checkbox"/> 麻疹 (はしか)	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス感染症)
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	<input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	<input type="checkbox"/> 百日咳
<input type="checkbox"/> 風しん	<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
<input type="checkbox"/> 水痘 (水ぼうそう)	<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	<input type="checkbox"/> 侵襲性髄膜炎感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
<input type="checkbox"/> 結核	
年 _____ 月 _____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登所可能と判断します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
_____ 医療機関	
_____ 医師名	_____ 印またはサイン

----- キリトリセン -----

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては 3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 など)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に揭示できない感染症については(—)としている。